

伊丹市災害見舞金等支給要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、火災及び災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に基づく災害（以下「災害等」という。）により被害を受けた被災者（伊丹市民に限る。）に対し、見舞金等を支給することにより、被災者の精神的な安定を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「被災者」

- ア 災害等により全焼、全壊、流失、半焼、半壊、半流失、水損または床上浸水した家屋に現に居住する世帯の世帯主またはこれに準ずる者
- イ 災害等により1月以上の治療または20日以上入院を要する重傷を負った者
- ウ 災害等により死亡した者

(2)「被害の程度」

被害の程度	状 態
全 焼 全 壊 流 失	災害等によりおおむね70%以上が焼失、損壊または流失もしくは被害の程度が70%に達しないが、新築、改築しなければ再び住家として使用することができない程度の状態。
半焼、半壊 半 流 失	災害等により家屋のおおむね20%が焼失、損壊または流失し、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用できる程度の状態
水損、床上 浸水	消防活動による放水害を受け、一時的に居住することが困難な場合及び水害により、家屋の床上面を水面が越えた程度の状態。

(3)「家屋」とは、その建物を居住のために使用しているものをいい、納家、倉庫、店舗等は含まない。アパート等の場合については、各世帯が居住のために利用している各部分（世帯ごとの部屋）をもって、家屋とする。

(4)「世帯」とは、生計をともにする実際上の生活単位をいう。旅館、商店等の住込従業員については該当家族の一員として取扱う。

(5)「一般家屋」とは、「会社等の寮」以外のものをいう。

(6)「会社等の寮」とは、会社の寮、簡易宿泊所、学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、飯場等をいう。

(7)破壊消防による全壊、半壊は、それぞれ全壊、半壊として取扱う。

(被害程度の認定)

第3条 被害の程度は、本人または自治会長等関係者からの届出により、市長において被害の状況を調査し、その結果に基づいて市長が決定する。

(見舞金の支給)

第4条 被災者または、その遺族には被害の程度に応じて、次の区分により見舞金を支給する。ただし、市長において特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 一般家屋被害に対する見舞金

被害程度	金	額
全焼 全壊 流失	1世帯につき	30,000 円
半焼 半壊 半流失	1世帯につき	20,000 円
水損 床上浸水	1世帯につき	10,000 円

(2) 会社等の寮の居住者に対する見舞金

被害程度	金	額
全焼 全壊 流失	1世帯につき	15,000 円
半焼 半壊 半流失	1世帯につき	10,000 円
水損 床上浸水	1世帯につき	5,000 円

(3) 人的被害に対する見舞金

被害程度	金	額
死者	1人につき	30,000 円
重傷者	1人につき	10,000 円

(見舞品の支給)

第5条 全焼、全壊、流失による被災者には、1人に付き毛布1枚を支給する。ただし、会社等の寮の居住者は除く。

(見舞の期日)

第6条 見舞金及び見舞品は、速やかに被災者に支給しなければならない。

(適用除外)

第7条 故意により被災したと市長が認めたときは、見舞金等は支給しないことがある。
(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、その都度市長が決定するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、昭和50年4月1日から実施する。
- 2 伊丹市災害見舞金等支給要綱（昭和48年6月1日制定）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、昭和58年10月1日（以下「実施日」という。）から実施し、改正後の伊丹市災害見舞金等支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）は、昭和58年9月1日以後に支給すべき事由の生じた見舞金から適用する。
- 2 適用日から実施日までの間に発生した災害の被災者で、改正後の第4条の規定による見舞金の額が改正前の伊丹市災害見舞金等支給要綱第4条の規定による見舞金の額に達しないものについては、改正後の要綱第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。